

諮問日：令和6年12月20日（令和6年度（情）諮問第59号）

答申日：令和7年6月30日（令和7年度（情）答申第28号）

件名：名古屋地方裁判所における裁判長が押印していないことを理由に名古屋高裁特定年月日判決により破棄された判決書の日付並びに担当の裁判官及び書記官の氏名が分かる文書の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判長が押印していない点で判決書が「完成していない」としていうことで名古屋高裁特定年月日判決によって破棄された名古屋地裁の判決書の日付並びに担当の裁判官及び書記官の氏名が分かる文書」の開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が、「緊急連絡シート」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が令和6年10月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に定める不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書は非違行為の発生に係る報告文書であるところ、このうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、発生

した日、関係職員の所属部署や氏名、事件番号、事件の経過に関する事実等が記載されている。これらの情報は、一体として関係職員についての個人識別情報（法5条1号）に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情も認められない。また、上記の個人識別情報に相当する情報は、その内容に照らし、取扱要綱記第3の2に基づく部分開示も相当ではない。

2 さらに、本件不開示部分のうち、上記個人識別情報に相当する部分の一部及び個人識別情報に相当する部分を除く部分には、事務処理過誤の原因となった職員の認識等関係職員に対する人事上の措置を検討する際の基礎となり得る情報が記載されており、これらの情報を公にすると、今後、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるから、同条6号ニに定める不開示情報に相当する。

3 苦情申出人は、本件対象文書の不開示部分が本当に法5条1号及び6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張するが、本件不開示部分が不開示情報に相当することは、上記のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年12月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年5月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年6月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分した結果、本件不開示部分には、報告の対象行為が発生した日、当該行為に関与した職員（関係職員）の所属部署や氏名、事件番号、事件の経過に関する事実等が記載されているものと認められる。これらの記載は、一体として関係職員に係る法5条1号の個人識別情報に相当する。そして、上記各情報が公表されている事実は認められず、同号ただし書イに該当する情

報が含まれているとは認められない。また、本件対象文書は非違行為の発生に係る報告文書であるところ、このような報告の対象者となっていることは、当該関係職員に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないから、同号ただし書ハにも相当せず、同号ただし書ロに相当する事情も認められない。さらに、上記の個人識別情報に相当する情報は、いずれの部分も個人の特定に結びつく可能性があるものであり、かつ、その内容を踏まえると、取扱要綱記第3の2に基づく部分開示も相当ではない。

また、見分の結果、本件不開示部分には、上記個人識別情報に相当する記載のほか、事務処理過誤の原因となった職員の認識等が記載されているものと認められる。そして、その記載内容を踏まえて検討すれば、上記情報は、本件事案において当該職員が行った事務処理についての当該職員の具体的な認識等に関するものであるから、当該職員に対する人事上の措置を検討する際の基礎となり得るものである。これらの情報を公にすると、今後、人事上の措置を検討する事案において正確な事実関係を確認することができず、適切な人事上の措置を検討することができない事態を招くおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕